

平成十八年総務省令第四百二十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律第三十条に規定する公共交通
特定事業を定める省令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関
する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十条
の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律第三十条に規定する公共
交通特定事業を定める省令を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に
関する法律第三十条に規定する公共交通特定事
業で主務省令で定めるものは、国庫補助金の交
付の対象となる公共交通特定事業（地方財政法
（昭和二十三年法律第百九号）第五条第五号に
規定する経費に係る事業に限る。）とする。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律の施行の日（平成十八
年十二月二十日）から施行し、平成十八年度の
地方債から適用する。